

※2月21日時点で制作しています



# 住民税非課税世帯などへ臨時特別給付金 2月下旬に確認書を発送

新型コロナの影響が続く中、生活を支援するため、住民税非課税世帯などに10万円を支給します。対象の非課税世帯には、2月下旬に給付金振り込み口座の確認書を発送しました。給付を受けるには、確認書の提出が必要です。

## 住民税非課税世帯に発送

令和3年12月10日時点で市内に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分住民税が非課税の世帯に10万円を支給します。

### 申請方法

2月下旬に対象の世帯主に確認書を発送しています。確認書には、令和2年の特別定額給付金申請時に登録した口座を印字しています。確認書に必要事項を記入し、返送してください。

### 添付書類

確認書に印字された口座への振り込みであれば、添付書類は不要です。別の口座に振り込む場合は、確認書に口座を確認できる書類(通帳、キャッシュカード)と本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)の写しを添付してください。

### 申込締切日

5月31日(火)

久留米市臨時特別給付金コールセンター  
0942・30・92  
44、FAX 0942・30・9752、  
平日8時30分から17時15分まで)

給付金の支給に必要な確認書(見本)

郵送される封筒には、確認書と案内文書などを同封しています

## よくある質問

- Q 給付金の支給を受ける人は誰ですか?  
A 原則、世帯主です。
- Q 給付金は、いつごろ振り込まれますか?  
A 書類に不備がなければ、確認書提出後、2~3週間を目途に口座へ振り込みます。確認書に印字している口座以外に振り込む場合は、これよりも時間がかかる場合があります。
- Q 住民税非課税世帯なのに、確認書が届いていませんか?  
A 住民税非課税世帯であっても、住民税課税者から扶養されている人のみで構成する世帯などは、給付の対象外となります。
- Q 確認書の提出方法は?  
A 返信用封筒を同封していますので、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、郵送で提出してください。

※詳しくはコールセンターに問い合わせください。

### 久留米市臨時特別給付金コールセンター

☎ 0942・30・9244  
FAX 0942・30・9752  
平日8時30分から17時15分まで



動画公開



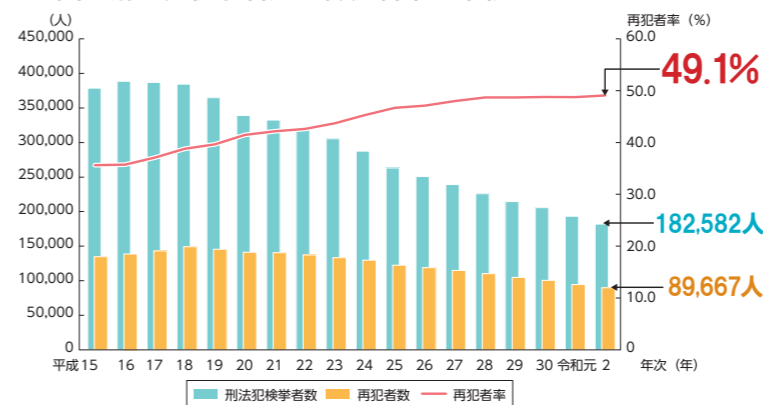
居場所や仕事の確保の  
大切さを語る松田さん



再出発ができる社会が再犯を防ぐ

# 立ち直りを見守り支える

## 全国の刑法犯検挙者数と再犯者率の推移



出典：法務省「令和3年版再犯防止推進白書」

## 家庭や学校に居場所がない

主に15歳から18歳の保護観察と  
近年、罪を犯し検挙される人の数は減少していますが、再犯者率は上昇傾向です。犯罪をした人や非行のある少年が、社会の中で立ち直れるように指導と支援を行うのが保護司です。保護司の活動を続け、今年で20年になる松田京子さんに話を聞きました。

なった若者たちと関わってききました。彼らに共通しているのは、家庭や学校、社会に「居場所」がなく、生きづらさを感じていることです。「面談は名前や外見などを褒めて笑顔を引き出し、心を開くことから始めます。家庭環境や交友関係、仕事などの話を聞き、再び罪を犯さないように助言をします。立ち直りには本人の努力はもちろんですが、家庭や地域社会の理解と協力が不可欠です。保護観察はおおむね1年で終わります。最後は「またね、とは言わないからね」と言って笑顔で送り出します。数年後、社会人として立派に生活していると聞いたとき、保護司としてのやりがいや喜びを感じます。

## 気にかける存在に

再犯をした子の面会に少年院まで行ったことがあります。彼には開口一番「叱りにきたよ」と言いました。私の思いに気付くと泣きながら喜び、最後は「もうしない」と言い、握手をして別れました。

## 久留米の地域福祉マガジン グッチョ



グッチョとは、「何かを一緒にし合う」という意味を持つ筑後地域の方言です。市内が進む支え合いの活動や取り組みと、それに関わる人や団体をホームページや投稿サイトnoteで紹介しています。

保護司の活動を紹介する記事も投稿しています

保護司の役割は、気にかけてくれる存在であり、社会との懸け橋になることだと痛感しました。再犯させないためには、地域社会の中に彼らの居場所や仕事を確保することが重要です。「ここにいってもいい」という安心感と経済的な自立が、彼らの立ち直りを支えます。  
◎地域福祉課 ☎0942・30・9173、FAX 0942・30・9752